

令和3年度答申第62号
令和4年1月17日

諮問番号 令和3年度諮問第66号（令和3年12月8日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 働き方改革推進支援助成金交付決定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

理 由

第1 事案の概要

本件は、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対してした働き方改革推進支援助成金（勤務間インターバル導入コース）（以下「本件助成金」という。）を交付する決定（以下「本件交付決定」という。）について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）17条1項の規定に基づき、その全部を取り消す処分（以下「本件交付決定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 補助金等適正化法17条1項は、各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取

り消すことができる」と規定している。

- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）29条1項は、政府は、労働者災害補償保険の適用事業に係る労働者及びその遺族について、社会復帰促進等事業として、同項各号に掲げる事業を行うことができると規定し、同項3号は、業務災害の防止に関する活動に対する援助を図るために必要な事業を掲げるとともに、同条2項は、同条1項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は厚生労働省令で定めると規定している。

労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年労働省令第22号）38条は、労災保険法29条1項3号に掲げる事業として、働き方改革推進支援助成金等を支給すると規定し、同施行規則39条は、働き方改革推進支援助成金の支給対象となる中小企業事業主の要件を規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和2年10月8日付けで、処分庁に対し、本件助成金の交付を申請した。その主な内容は、改善事業を実施する期間（以下「事業実施期間」という。）を交付決定以降12月末日までとし、事業の目的及び内容を就業規則の作成及び労務管理用ソフトウェアの導入による勤務間インターバル（休息时间数を問わず、就業規則等において終業から次の始業までの休息時間を確保することを定めているもの）の導入とし、申請金額を100万円とするというものである。

（審理員意見書、働き方改革推進支援助成金交付申請書、働き方改革推進支援助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース））

- (2) 処分庁は、令和2年11月10日付けで、上記(1)の申請に対し、補助金等適正化法6条1項の規定により、助成金100万円を交付する旨及び事業実施期間を「交付決定日より令和2年12月31日まで」とする旨の決定（本件交付決定）をした。

（働き方改革推進支援助成金交付決定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和3年2月3日付けで、処分庁に対し、働き方改革推進支援助成金支給申請書及び働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書（以下「本件支給申請書等」という。）を提出した。

（審理員意見書、働き方改革推進支援助成金支給申請書、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書）

(4) 処分庁は、令和3年2月22日付けで、審査請求人に対し、「支給申請書及び事業実施結果報告書が交付要綱第13条に定める提出期日までに提出されなかったため、交付要綱第16条第1項に基づき、交付決定を取り消すものとする。」との理由を付して、本件交付決定の全部を取り消す処分（本件交付決定取消処分）をした。

(働き方改革推進支援助成金交付決定取消通知書)

(5) 審査請求人は、令和3年3月23日付けで、審査庁に対し、本件交付決定取消処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(6) 審査庁は、令和3年12月8日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

3 審査請求人の主張の要旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、作業を依頼した事業者の工事完了が遅れ、令和3年1月26日に完了したため、指定された期日までに本件支給申請書等を提出できず、申し訳ないと思う反面、単に提出が3日遅れたことのみをもって、本件交付決定取消処分がされたのは遺憾である。

支給申請は事業実施期間が終了した日から起算して30日後の日又は令和3年2月12日のいずれか早い日までに行う必要があるという曖昧な記述になっており、事情によっては令和3年2月12日でも提出することができるのではないかと判断した。

行政不服審査会令和元年度答申第20号及び令和2年度答申第22号の説示を踏まえると、本件交付決定取消処分は補助金等適正化法の趣旨に反していると思われるので、その取消しを求める。

本件支給申請書等の提出が遅れたことのみをもって、形式的・一方的に本件交付決定取消処分をすることは納得がいかない。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年5月25日付け厚生労働省発基0525第6号・厚生労働省発雇均0525第74号「働き方改革推進支援助成金の交付要綱の一部改正について（働き方改革推進支援助成金交付要綱（勤務間インターバル導入コース）」（以下「本件交付要綱」という。）13条1項に定められた申請期限（本件については令和3年1月29日）までに、本件支給申請書等を提出することができなかった旨主

張するが、事業実施期間は、審査請求人が自ら設定したものである。また、審査請求人が作業を依頼した事業者の作業完了日は、令和3年1月26日であり、そもそも、事業実施期間内までに作業が完了していない。審査請求人は、事業実施期間内に事業の実施を完了することができないことが見込まれた時点で、本件交付要綱11条に規定する事業遅延の届出に係る手続をすれば事業実施期間を延長し、かつ、支給申請期限を延ばすことが可能であったにもかかわらず、その手続を行っていない。

仮に審査請求人が上記規定を認識していなかったとしても、事業実施期間内に事業が完了しないことが見込まれることを処分庁に報告・相談していれば、処分庁は当該規定の手続を教示することが可能であったにもかかわらず、審査請求人は処分庁にそのような報告・相談をしている形跡は見受けられない。

また、審査請求人は、処分庁が示した支給申請書に係る期限は曖昧である旨を主張するが、支給申請期限を規定している本件交付要綱13条1項の文言は、一般的に解釈の難しいものではなく、審査請求人の「事情によっては令和3年2月12日まででも可能」という判断は、独自の解釈であって採用することはできない。

なお、審査請求人は、行政不服審査会令和元年度答申第20号等を引用し、補助金等の交付決定の取消しを行うことは補助金適正化法の趣旨に反する旨主張する。確かに、処分庁は、補助金等の交付決定の取消しという最も重い処分を選択しているが、国の施策の斉一性及び公平性という観点から本件交付要綱及び本件支給要領を遵守して事業を実施する必要があるという考え方には、一定の合理性がある。

審査請求人には、処分庁に対して、事業実施期間内に事業が完了しないことが見込まれることを報告・相談していない点に過失が見受けられ、また、支給申請期限までに本件支給申請書等を提出していないから、令和2年5月25日付け基発0525第4号・雇均発0525第3号「働き方改革推進支援助成金の支給要領の一部改正について（働き方改革推進支援助成金支給要領（勤務間インターバル導入コース））」（以下「本件支給要領」という。）第3の2（2）の「交付要綱第13条第1項に定める期限までに不備のない支給申請書等が提出されない場合は、交付要綱第16条第1項に定める交付決定を取り消す事由に該当する。」という規定に明確に該当している。他方、処分庁による本件処分に係る一連の手続には瑕疵は認められないことから、上記各答申の事例と同様に論じることはできない。

したがって、本件支給要領第3の2(2)の規定に従い、本件支給申請書等が提出されなかったことを理由に本件交付要綱16条1項に基づき交付決定を取り消した本件交付決定取消処分は適正であり、審査請求人の主張は採用できない。

本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。なお、審理員の意見も審査庁の判断と同様である。

第3 当審査会の判断

当審査会は、令和3年12月8日、審査庁から諮問を受け、令和4年1月13日、調査審議をした。

また、審査庁から、令和3年12月22日、資料の提出を受けた。

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続について、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件交付決定取消処分の適法性及び妥当性について

(1) 処分庁は、本件交付要綱13条1項に定める提出期日までに本件支給申請書等が提出されなかったことを理由として、本件交付決定取消処分をした。

本件交付要綱13条1項に定める提出期日とは、同項において、事業実施期間が終了した日から起算して30日後の日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月12日のいずれか早い日とされている。審査請求人の「働き方改革推進支援助成金事業実施計画」及び本件交付決定の通知書によれば、事業実施期間は「令和2年11月10日から同年12月31日まで」であるから、本件の場合、令和3年1月29日が本件交付要綱13条1項に定める提出期日と算定される。そして、審査関係人の間において、同日までに本件支給申請書等が提出されていないこと及び同年2月3日に本件支給申請書等が提出されたことに争いはない。

なお、審査請求人は、本件交付要綱に定める提出期日について、本件交付要綱の記載が曖昧であり、事情によっては令和3年2月12日でも可能ではないかと判断したと主張するが、「いずれか早い日までに」との記載によって、上記提出期日が同年1月29日であることは明らかであり、審査請求人の主張は採用できない。ただし、本件助成金の活用を呼びかける「「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバルコースのご案内」と題するリーフレットには、「利用の流れ」の項目において「労働局に支給申請（締切は2月12日（金））」との記載があり、「いずれか早い日までに」との表記は

見られない。このような記載は、本件助成金の利用者に戸惑いを与えるものであり、改善が望まれる。

そして、本件交付決定の通知書には、「5 助成事業主は、適正化法、（中略）交付要綱及び働き方改革推進支援助成金支給要領（勤務間インターバル導入コース）の定めるところに従うこととします。」との記載があるところ、これは、補助金等適正化法7条3項の規定に基づき交付の目的を達成するために必要な条件として本件交付決定に附されたものということができる。そうすると、審査請求人は、提出期日までに支給申請書等を提出しなければならない旨の本件交付要綱13条1項の定め反したので、本件交付決定に附された条件に違反したのものとして、本件交付決定取消処分がされたものと解される。

- (2) 補助金等適正化法は、補助事業者等に、法令、補助金等の交付の決定の内容、これに附した条件等に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行う義務を課す（11条1項）一方、各省各庁の長に、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないとの責務を課し（3条1項）、補助事業者等に対して事業遂行等の命令（13条）等をなし得る権限を与えている。

その上で、補助金等適正化法17条1項は、補助事業者等が補助金等の交付の決定の内容、これに附した条件等に違反した場合、補助金等の交付の決定を取り消すことができると規定するが、交付決定の取消しは、それが安易にされてしまうと交付決定によって成立した法律関係及び補助事業者等の信頼が害されることになるから、形式的に補助事業者等に違反行為があるというだけで直ちにすることができると解すべきではなく、補助の目的、義務違反の内容及び程度、義務違反が補助の目的を害する程度、交付決定の取消し以外の方法で義務違反を是正する方法の有無等を総合的に考慮した上で、補助の目的を阻害する義務違反であると認められる場合にすることができると解するのが相当である。

これを本件についてみると、上述のとおり、審査関係人の間において、提出期日までに本件支給申請書等が提出されていないこと及び令和3年2月3日に本件支給申請書等が提出されたことに争いはない。提出期日を経過して本件支給請求書等が提出された場合、本件交付決定をした（すなわち、本件助成金を審査請求人に交付すべきものと認めた）処分庁としては、補助金等適正化法3条1項により負う責務を果たし、事業が適切に実施されることを

確保する観点から、求められている対応があるといえる。すなわち、提出された本件支給申請書等により本件交付決定に係る助成の目的の達成状況を確認し、その結果や、助成の目的、提出期日を徒過した期間と徒過の要因やそれを招いた事情、提出に至った経緯といった義務違反の内容及び程度、その義務違反が助成の目的を害する程度等を総合的に考慮した上で、対応することが求められているというべきである。しかし、処分庁がそのような検討をしたことをうかがわせる資料は見当たらず、審理員及び審査庁においても、本件交付決定取消処分に至るまでの処分庁の対応状況について精査したことをうかがわせる資料は見当たらない。

そうすると、処分庁は、交付決定の取消しという最も重い処分を選択するに当たって、形式的に、審査請求人に提出期日までに支給申請書等を提出しなかったという本件交付要綱の定めに対する行為があると認定したことだけをもって、本件交付決定に附した条件に違反したとして直ちに本件交付決定取消処分に及んだと評価するほかない。

そして、審査庁（審理員）においても、上記で検討してきた点について、何ら説明することなく本件諮問に至った（諮問説明書、審理員意見書）のであるから、本件交付決定取消処分を行うことが適法かつ妥当であったかについて検討を尽くしていないといわざるを得ず、このような審査庁の判断は、妥当とはいえない。

なお、本件交付決定取消処分の通知書には、理由として、「支給申請書及び事業実施結果報告書が交付要綱第13条に定める提出期日までに提出されなかったため、交付要綱第16条第1項に基づき、交付決定を取り消すものとする。」と記載されているが、交付決定の取消しは、補助金等適正化法17条1項に基づき行われるものであり、処分の根拠を正しく記載する必要がある。今後改善が望まれる。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委 員 三 宅 俊 光
委 員 佐 脇 敦 子

委 員 中 原 茂 樹